

事 務 連 絡

平成25年8月26日

都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
都道府県知事部局私立学校主管課 御中
附属学校を置く国立大学法人附属学校主管課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

平成25年度「子どもの人権SOSミニレター」事業について

平素よりお世話になっております。

このたび、法務省人権擁護局より、今年も「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」の配付を予定しており、今後、法務局・地方法務局の職員や人権擁護委員が全国の小・中学校等に対し、このミニレターの児童生徒の配布について協力依頼を行うとの連絡がありました。

については、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事部局におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人におかれましては附属学校に対して、本件についてご周知いただきますとともに、この事業へのご協力につき特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

昨年度には、いじめや体罰の問題が大きな社会問題となりました。これらは、子供に対する重大な人権侵害であり、早期発見・早期対応が重要です。学校等と法務省の人権機関との連携強化については、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）」（平成25年4月2日付け25初児生第3号）にて示しているとおりますが、このミニレターも一つの重要な連携の機会と捉え、各位におかれましては、この事業の実施に積極的に御協力くださるよう、お願いいたします。

（添付資料）

- ・平成25年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領（概要）
- ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用（平成24年度版）
- ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」中学校用（平成24年度版）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-6734-3297 (直)

FAX 03-6734-3735